

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法改正に伴う所要の税制措置		
税 目	所得税、法人税、地価税、消費税		
要 望 の 内 容	<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（以下「NEDO法」という。）改正後も税制面の取扱いについて、従来と差が生じることのないよう、所用の税制改正を行う。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	百万円 （ - 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）による国際展開支援機能を強化し、我が国の優れた技術・システム等の国際展開により海外の需要を取り込み、我が国経済の持続的な発展を達成する。</p> <p>あわせて、地球規模での温室効果ガス排出削減に寄与するため、我が国企業の低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においては、我が国が強みを持つエネルギー・環境技術などを中核として、インフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させるとともに、アジア諸国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減し、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用することの必要性が説かれているところ。</p> <p>また、グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）の促進や総合的な政策パッケージによって、我が国のトップレベルの環境エネルギー技術を普及・促進し、世界ナンバーワンの「環境・エネルギー大国」を目指すとともに、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020 年に、温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減するとの目標を掲げている。</p> <p>したがって、これらの政策課題に対応するために、エネルギー・産業技術分野の研究開発に対する高度なマネジメントを有する我が国唯一の機関である NEDO の機能を活用していくことが求められており、所要の業務見直しを行う必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業政策 02 技術革新の促進・環境整備
		政策の達成目標	-
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	今回の業務見直しにおいても、税法上、従前のNEDOと同様の対応を要望するものであることから、妥当なものと考えられる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		-